

「生活困窮世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業」業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 実施目的

豊中市では、子どもの貧困の連鎖を防止するため、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子ども・若者を対象として、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選択できるよう生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく学習・生活支援事業を下記の通り実施します。

また、子ども・若者の将来の自立にむけた支援を実施するためには、支援者と支援対象者の継続的な関係性が必要となることから、地域における子ども・若者支援の拠点づくりに取り組みます。

つきましては、その受託者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

別添「『生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業』業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和 4 年(2022 年) 3 月 3 1 日まで

(3) 予算額

委託料の上限は 3, 0 4 6, 0 0 0 円(税込)

初期費用 約 7 6 0, 0 0 0 円

月額費用 約 2 5 4, 0 0 0 円×9 か月

本業務については、支援者と支援対象者の関係性や支援内容の継続性が重要であることから、委託業務の履行状況及び支援実績等をふまえて、令和 5 年度(2023 年度) 末迄契約を更新する場合があります。

但し、契約金額については支援実績その他の状況をふまえて年度単位で見直します。また、次年度以降本事業にかかる予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがあります。

3. 応募(参加) 資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等であって、業務を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。なお、地域の諸団体の協力を得て体制を整備することも可とする。
- (10) 委託期間終了後も、本事業(一部の事業でも可)を受託団体の自主事業として継続予定の団体

4. 日 程

- (1) 募集要項等の公表 令和3年(2021年)5月28日(金)
 ※市のホームページに掲載
- (2) 質問事項の締切 令和3年(2021年)6月7日(月)15時必着
 ※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。
- (3) 質問事項への回答 令和3年(2021年)6月11日(金)
- (4) 応募書類提出期限 令和3年(2021年)6月21日(月)15時必着
- (5) 審査委員会(書類審査) 令和3年(2021年)6月24日(木)～6月25日(金)
 ※応募事業者が4社以上あった場合のみ実施します。
- (6) 審査委員会(プレゼンテーション) 令和3年(2021年)6月29日(火)
 ※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の合否とともに通知します。
- (7) 結果通知予定日 令和3年(2021年)7月初旬発送
- (8) 委託契約の締結 令和3年(2021年)7月上旬締結

5. 応募手続き等

(1) 提出書類の種類と部数

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書 ※仕様書に基づき提案内容を記載してください。 ※事業の実施場所の状況がわかるよう平面図や写真などの書類を添付してください。 ※本業務を実施する上での課題やその課題解決に向けた提案、本事業の目的を達成するうえで仕様書に無い提案等があれば記載してください。また、委託期間終了後の取組みに対する考え方も記載してください。 ※参加者から教材費等の実費を徴収する場合は、その内容及び金額等についても記載してください。	任意
③	業務経歴書 ※本事業に関連する実績について記載してください。 過去3年間に学習支援や子どもの居場所等の実績がある場合は必ず記入してください。	任意
④	業務実施体制調書 ※業務執行に関わる体制図は必ず記載してください。 (担当者の経験、資格、実績を含む) ※その他、職員(ボランティア含む)の人材育成、連携機関等についても記載してください。	任意

⑤	見積書【様式2-1】(税別で記載すること) 内訳書【様式2-2】(人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示) ※参加者から教材費等の実費を徴収する場合は、委託料とは別会計で管理頂くこととなるため、見積書とは別途、収支見込書【任意形式】を添付し提出してください。	様式 2-1 2-2
⑥	団体の概要書 ※連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)必ず記載してください。	任意
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式3

※ 正本1部、副本5部とします。

※ 本事業の対象経費は、人件費及び事業に必要となる諸経費(報償費、印刷製本費、光熱水費、広告料、事務用品費、消耗品費、使用料及び賃借料等。備品購入費は不可。)とします。

※ 当該事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを案分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とします。

※地域の諸団体と連携して実施する場合

- ・それぞれの団体の役割及び経費の配分・支払い方法がわかる資料を提出すること。
- ・連携先団体の職員が直接的な業務に関わる場合には、「④業務実施体制調書」に当該職員名(氏名の横に団体名を記載)を記載し、経験・資格・実績を記入すること
- ・連携先団体の「③業務経歴書」「⑥団体概要書」を提出すること

(2) 提出期限

令和3年(2021年)6月21日(月) 15時必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(3) 提出方法

下記10まで持参(土日及び時間外は受け付けない)、郵送・宅配便のいずれかとします。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を開催し審査します。

・第1次審査

応募事業者が4社以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行い、審査委員の評価点数の合計により、上位3社を対象に第2次審査を行います。なお、応募が3社以下の場合は第1次審査を省略します。

・第2次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の内容も考慮して審査を実施します。

ただし、第2次審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。なお、得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定します。

<第2次審査（プレゼンテーション）について>

①日時：令和3年(2021年)6月29日（火）

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：20分（提案者の発表後、質疑・応答とします。）

③機材等：パワーポイント等を使用する場合、本市ではスクリーン、プロジェクター、電源を用意することができます。その他必要な機材は提案者で用意することとします。

④発表を行う者：本業務に携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
提案内容	45点	本業務に取り組む基本姿勢について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴社が提案したい事項)
実績・体制	35点	類似事業の実績について
		子どもの学習支援に必要な経験・知識を有する人員の確保及び人材育成体制について
		本事業の適切な実施に必要な計画策定、進捗管理等のマネジメント体制について

		安全管理や個人情報に関する取組みに関する体制について
見積もり	20点	事業経費（費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか）

(3) 審査結果の通知

結果は7月初旬に郵送にて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者を約するものではありません。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年7月上旬（予定）に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ・ 件名
- ・ 履行期間
- ・ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ・ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ・ 選定理由
- ・ 採点結果
- ・ 担当課

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 本案件期間中に、「上記3」で規定する応募（参加）資格に抵触するに至ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・ プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・ 一団体に複数の提案をしたとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 契約について

- (1) 優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとします。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。

- (2) 本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除きます。)

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知することとします。

10. 事務局(問い合わせ先)

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 (生活情報センターくらしかん)

豊中市市民協働部くらし支援課 担当: 出口、豊山

TEL 06-6858-6870 FAX 06-6858-5095

E-mail wakamono@city.toyonaka.osaka.jp